

国籍離脱届

1 外国の国籍を有する日本国民(重国籍者)は、一定期間内に外国の国籍を離脱するか、あるいは国籍法の定めるところにより、日本の国籍を放棄する旨の宣言をしなければなりません(国籍法第14条)。

○重国籍となった時が20歳前であるときは、22歳に達するまでに選択

○重国籍となった時が20歳後であるときは、その時から2年以内に選択

2 日本国籍を有する重国籍者が自己の意思により日本国籍を離脱するときは、国籍離脱の届出を行うこととなります。

《必要書類》 ★は用紙が当事務所にあることを示すものです。

- ・国籍離脱届書 ★ 2通
- ・戸籍謄本 1通
- ・外国国籍を確認できる資料(旅券, 出生証明書など) 提示
- ・上記資料の和訳文 1通
- ・宣誓口供書 (出生証明書を提示する場合) 1通
- ・上記証明書の和訳文 1通
- ・現住所を確認できる資料(運転免許証等) 提示
- ・上記資料の和訳文 1通
- ・日本国旅券(お持ちの場合)

(注)当事者が15歳未満であるときは法定代理人が資格を証する書面を提示し、離脱者本人と共に来館してください。